

第2. 来年度以降の代替業務の提供について

1. 1台当たり支援額

廃車1台当たりの支援額は、4,860万円（税引前額）とする。

2. 1台当たり代替業務提供額

廃車1台当たりの代替業務提供額は、利益率を10パーセントと設定し、廃車1台当たりの支援額相当の利益を得られるだけの額（4億8,600万円）とする。

3. 代替業務の提供期間

代替業務の提供期間は、減車発生年度にかかわらず、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。

※なお、過去の清算の結果、未支援の車両が存在することが判明した場合は、平成16年度以降引き続いて、別途、代替業務を提供する。過去の清算の結果、代替業務の超過提供が判明した場合は、合理化事業計画に基づく代替業務の提供額に繰り入れて清算する。

4. 減車の実施年度

減車は減車発生年度を目安として計画期間内に実施するものとする。

※ただし、計画期間内に予測通りし尿収集量が減少しないため、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる場合は、計画期間内に減車することを要しない。

この場合、当該車両については支援済車両として許可証に記載し、その後、計画通りの収集量に減少したことが確認された年度内に減車するものとする。

5. 減車の確保（違約金）

計画期間内に計画通りに収集量が減少したにもかかわらず、計画期間内に減車を行わない業者は、1で定めた支援額と同額の違約金を市に支払うものとする。

ただし、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる特段の事情があることを当該業者が立証した場合はこの限りでない。

※4のただし書きにより、計画通りに収集量が減少したことが確認されたにもかかわらず減車を行わない場合も同様の扱いとする。

6. 清算未確定車両

平成16年3月末までに過去の清算が決着しなかった場合は、当該車両については、清算未確定車両として許可証に記載するものとする。

$[(998,168,920 \div 38) + (962,437,528 \div 36) + (905,045,830 \div 35)] \div 3 = 26,286,810 \text{ 円} / 1 \text{ 台}$

- ② 現行のし尿処理手数料の改訂時(H9.4.1)における原価計算に用いた利益率
- ③ 補償基準第 47 条第 1 項第 1 号、運用方針第 32-2 の規定による過去の営業補償の事例により 8 % を準用

2 器具・備品等の売却損に相当する補償

減車する車両の補償額を算定する。

	①		②
〔計算式〕	償却資産の評価額（車両取得価格）	×	残存率
	6,264,950 円	×	5 %
		=	313,247 円 → 313,000 円

- ① 車両取得額は、業者によって不明なものがあるためバキューム車 2.7kl 車 1 台の平均購入価格（ホース等架装一式を含み、登録諸費用・消費税額は含まない。）とする。
- ② 法人税法施行令第 61 条第 1 項の規定により、耐用年数（4 年）超過後も引き続き事業の用に供している場合の償却限度額の 95 % を適用し、残存割合を 5 % とする。

3 従業員の解雇手当に相当する補償

従業員を解雇するため必要となる解雇予告手当相当額を算定する。

従業員を解雇する場合、使用者はあらかじめ解雇の 30 日以上前に予告せねばならず、30 日前に予告しない場合は、30 日以上平均賃金を支払わねばならない。

	①		②
〔計算式〕	職種別平均賃金日額	×	30 日
	運転手 16,700 円	×	30 日 = 501,000 円
	作業員 13,800 円	×	30 日 = 414,000 円
	予備員 3,050 円	×	30 日 = 91,500 円
			計 1,006,500 円 → 1,006,000 円

- ① 平成 15 年度公共工事設計労務単価（中国地区）から算定
運転手：特殊運転手、作業員：普通作業員、予備員：2 者の平均 × 0.2 人で算定
- ② 補償基準第 47 条第 1 項第 3 号、運用方針第 32-4 及び労働基準法第 20 条「解雇の予告」の規定により 30 日とする。

4 転業に必要とする期間の収益相当額の補償

減車をすることとなる業者が、車両1台分の業務減少に伴い転業を行うことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

①	②	③	
〔計算式〕 1台当たりの標準年間売上高	× 利益率	× 転業に通常必要とする期間	
26,286,810 円	× 10 %	× 2年	= 5,257,362 円
			→ 5,257,000 円

- ① 1①のとおり
- ② 1②のとおり
- ③ 補償基準第47条第1項第4号、運用方針第32-6の規定により2年とする。

5 離職者補償

解雇する従業員に対して離職者補償を算定する。

①	②	③	④	
〔計算式〕 (職種別平均賃金日額 × 100 % × 365 日) - (雇用保険日額 × 180 日)				
運転手	(16,700 円 × 365 日)	-	(8,350 円 × 180 日)	= 4,592,500 円
作業員	(13,800 円 × 365 日)	-	(6,900 円 × 180 日)	= 3,795,000 円
予備員	(3,050 円 × 365 日)	-	(1,525 円 × 180 日)	= 838,750 円
			計 9,226,250 円	→ 9,226,000 円

- ① 運用方針第54の規定により職種別平均日額の100%とする。
- ② 補償基準第68条に規定する期間は1年で、365日とする。
- ③ 失業期間中に支払われる雇用保険日額（職種別平均賃金日額 × 50 %：雇用保険法第16条）
- ④ 雇用保険法第23条の規定により180日とする。

< 1台当たりの減車支援額 >

1	営業権に相当する補償	32,858,000 円
2	器具・備品等の売却損に相当する補償	313,000 円
3	従業員の解雇手当に相当する補償	1,006,000 円
4	転業に必要とする期間の収益相当額の補償	5,257,000 円
5	離職者補償	9,226,000 円
	計	48,660,000 円
		→ 48,600,000 円

利益率について

1 減車支援額算定上の利益率の算定について 10%

(1) し尿処理手数料料金改定時 (H9.4.1)における原価計算に用いた利益率

10%

(2) 他都市のし尿処理事業における利益率

7%~20%

2 代替業務に係る利益率の算定について 10%

「中小企業の経営指標」(中小企業庁)に掲載されている全国サービス業における次の業種の収益率のうち、過去3か年の売上高対営業利益率(%)中都市を適用する。

	H12	H13	H14	平均	上段：調査年度 下段：率(%)
(1) 一般廃棄物処理業 (し尿、浄化槽汚泥等収集運搬等)	10.0	11.1	8.9	10.0	
(2) 産業廃棄物処理業<平均>	10.7	11.5	8.3	10.2	
(収集・運搬)	12.5	10.1	5.1	9.2	
(最終処分)	9.6		22.7	16.2	
(中間処理)		12.9	6.5	9.7	

注) 売上高対営業利益率：売上高と営業利益との比率

営業利益：会社本来の営業活動から生じた利益で、会社の営業力を示す。

平成16年度以降の合理化事業の実施について（骨子）

1. 収集車両の廃車の必要性が生じた場合は、多角経営を考慮せず、どの業者も一律平等に支援することとする。
2. 浄化槽清掃業は、市域全体では浄化槽設置基数の減少が見込まれないため現時点では対象とせず、今回はし尿処理業のみを合理化事業の対象とする。
3. 廃車した場合のみ合理化事業の対象とし、車両を浄化槽用に転用した場合は対象としない。
4. 平成16年度当初の許可更新に当たり、各業者と協議した上で収集に必要な適正台数（32台ないし35台）を設定して許可し、平成16年度以降の合理化事業は、この新許可台数（32台ないし35台）を対象に実施する。この新許可台数と50台の差に該当する車両については、今年度までに提供されてきた代替業務委託総額と照らし合わせて別途協議して清算する。
5. 計画期間は、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。
6. 計画期間内の減車台数は、計算上、5台が見込まれる。
7. 減車支援の方法については、まず1台当たりの支援額を確定し、この額相当の利益を得られるだけの額の代替業務を計画期間内提供する。

平成16年度以降の代替業務の提供について（骨子）

1. 廃車1台当たりの支援額は、4,860万円（税引前額）とする。
2. 代替業務提供額は、利益率を10パーセントと設定し、廃車1台当たりの支援額相当の利益を得られるだけの額（4億8,600万円）とする。
3. 代替業務の提供期間は、減車発生年度にかかわらず、平成16年度から平成20年度までの5年間とする。なお、過去の清算の結果、未支援の車両が存在することが判明した場合は、平成16年度以降引き続いて、別途、代替業務を提供する。過去の清算の結果、代替業務の超過提供が判明した場合は、合理化事業計画に基づく代替業務の提供額に繰り入れて清算する。
4. 減車は減車発生年度を目安として計画期間内に実施するものとする。ただし、計画期間内に予測通りし尿収集量が減少しないため、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる場合は、計画期間内に減車することを要しない。この場合、当該車両については支援済車両として許可証に記載し、その後、計画通りの収集量に減少したことが確認された年度内に減車するものとする。
5. 計画期間内に計画通りに収集量が減少したにもかかわらず、計画期間内に減車を行わない業者は、1で定めた支援額と同額の違約金を市に支払うものとする。ただし、減車するとし尿収集に著しい支障が生じると認められる特段の事情があることを当該業者が立証した場合はこの限りでない。4のただし書きにより、計画通りに収集量が減少したことが確認されたにもかかわらず減車を行わない場合も同様の扱いとする。
6. 平成16年3月末までに過去の清算が決着しなかった場合は、当該車両については、清算未確定車両として許可証に記載するものとする。

各社し尿収集量の推移の予測と車両数の設定

業者	現在許可台数	平成14年	平成15年	許可更新	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	計画期間減車
岡北産業		6,126	5,851		5,553	5,166	4,852	4,572	4,330	
計算台数		3	3	3(実稼働5)	3	3	3	2	2	
許可台数	5	5	5	3~5	3~5	3~5	3~5	2~4	2~4	
減車		0	0	0~2	0	0	0	1	0	1
八晃産業		11,175	10,672		9,961	9,291	8,300	7,479	6,733	
計算台数		5	5	5(実稼働6)	5	4	4	4	3	
許可台数	9	9	9	5~6	5~6	4~5	4~5	4~5	3~4	
減車		0	0	3~4	0	1	0	0	1	2
イオス		3,387	3,245		3,103	2,935	2,788	2,623	2,440	
計算台数		2	2	2(実稼働2)	2	2	2	2	2	
許可台数	5	5	5	2	2	2	2	2	2	
減車	H11減車3台	0	0	3	0	0	0	0	0	0
衛生センター		7,787	7,403		7,011	6,503	6,008	5,514	5,072	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	3	3	3	3	
許可台数	9	9	9	4	4	3	3	3	3	
減車	H11減車1台	0	0	5	0	1	0	0	0	1
高松清掃		8,952	8,850		8,738	8,583	8,402	8,194	7,970	
計算台数		4	4	4(実稼働4)	4	4	4	4	4	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉美		5,487	5,416		5,137	4,933	4,555	4,293	3,933	
計算台数		3	3	3(実稼働3)	3	3	2	2	2	
許可台数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
減車		0	0	0	0	0	1	0	0	1
キョクトウ		2,111	2,092		2,074	2,054	2,032	2,010	1,986	
計算台数		1	1	1(実稼働1)	1	1	1	1	1	
許可台数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
西大寺清掃		15,626	15,294		14,264	13,849	13,485	13,105	12,710	
計算台数		7	7	7(実稼働6)	7	6	6	6	6	
許可台数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0
妹尾産業		11,957	11,698		11,387	10,991	10,682	10,355	10,036	
計算台数		6	6	6(実稼働4)	5	5	5	5	5	
許可台数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
減車		0	0	0	0	0	0	0	0	0

業者計		72,606	70,522		67,229	64,305	61,104	58,143	55,211	
許可台数	46	46	46	32~35	32~35	30~33	29~32	28~31	27~30	
減車	H11減車4台	0	0	11~14	0	2	1	1	1	5

※【各業者名の欄の数字】：年間し尿収集量の予測数値(平成14年度は実績数値)。(単位はキロリットル)

※【計算台数】：1台当たりの年間適正収集量を2,327キロリットル(区域調整後の昭和56年度年間収集量116,308キロリットルを許可台数50台で除した数値)と設定して、当該年度の収集量を2,327で除して得た計算上の収集車両台数。(端数は切り上げ)

※【許可台数】：各社の各年度の計算台数を一応の目安としつつ、各社の収集実態を踏まえて収集に必要な台数を確定して許可する。この許可車両が合理化事業の対象となる。

※【許可更新】：平成16年度当初の許可更新に際して、計算台数を基礎に実稼働台数もあわせて考慮して収集に必要な台数を許可する。合理化事業計画は平成16年度の新許可台数でスタートする。この新許可台数と50台の差に該当する車両については今後清算する。

※【減車】：減車発生年度内に実施するものとする。